

田村市就学援助制度について

田村市では、お子さんが市立の小・中学校に就学するうえで、経済的な理由により学校での学習に必要な学用品等の費用の支払いにお困りの方に、必要な費用の一部を支援する制度を設けています。

1 援助を受けられる方

田村市内に住所を有し、以下の**基準Ⅰ**又は**基準Ⅱ**に該当する田村市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で教育委員会が認定する方が援助を受けることができます。

- (1) **基準Ⅰ** 生活保護を受けている方
- (2) **基準Ⅱ** 世帯の総所得額が一定基準以下で下記の①から⑧のいずれかに該当する方

- ① 市町村税が非課税又は減免されている（市県民税非課税証明書等の添付）
- ② 個人事業税が減免されている（その旨の証明書の添付）
- ③ 固定資産税が減免されている（固定資産税減免通知書の写しの添付）
- ④ 国民年金の掛金が減免されている（国民年金保険料減免申請承認通知書の写しの添付）
- ⑤ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予がされている（その旨の証明書写しの添付）
- ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている（児童扶養手当証書の写しの添付）
- ⑦ 生活福祉資金を借りている（生活福祉資金貸付決定通知書の写しの添付）
- ⑧ その他、経済的にお困りの特別な事情がある（民生児童委員調査等により確認）

※ 世帯の総所得額は課税証明書の所得額で確認します。なお、基準は世帯構成、年齢等により変動します。

2 申請に必要な書類

- (1) **基準Ⅰ** 様式1「就学援助費受給申請書（兼世帯票・委任状）」と通帳表紙裏面の写し
- (2) **基準Ⅱ** 以下の①から④の書類が必要となります。

- ① 様式1「就学援助費受給申請書（兼世帯票・委任状）」
- ② 課税証明書（所得の有無に関係無く生計を共にしている方全員の課税証明書）
 - 同じ住所に居住する方は、住民票上で世帯が別であっても、課税証明書が必要となります。なお、世帯が別の方の証明書を申請する場合は委任状の提出が必要となります。（「委任状」が必要な場合は各学校へお問合せください。）
 - 課税証明書を申請する際には、別紙「令和4年度要保護・準要保護児童生徒就学援助について（お知らせ）」を窓口で提示してください。公用により無償となります。
 - 税の申告をしていない方の課税証明書は、就学援助申請の課税証明書として無効ですので、未申告の方がいる場合は、速やかに税の申告をしてください。
- ③ 該当する要件の証明書類
 - 上記「1 援助を受けられる方」の(2) **基準Ⅱ**の①から⑦の要件に該当する場合は、それぞれの証明書等が必要となります。
- ④ 通帳表紙裏面の写し
 - 支給は口座振込みとなりますので、名義等確認のため、必ず添付してください。

3 申請書の提出先

- (1) 在学児童生徒・・・現在、通学している小中学校
 - 来年度、中学校に入学される児童については、在学中の小学校へ提出してください。
- (2) 新小学1年生・・・入学予定の小学校

※ 申請書提出先が小学校と中学校の両方となる場合は、申請書を小・中学校両方に提出してください。なお、片方の申請書の添付書類等はコピーで結構です。

4 援助される主な内容

学用品費、新入学児童生徒学用品費（入学前支給受給者を除く新1年生）、通学用品費（1年生を除く）、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、体育実技用具費、卒業アルバム代等、生徒会費、PTA会費、学校給食費などの一部

5 申請に係る注意事項

- (1) 現在認定されている方についても、毎年申請が必要となります。
- (2) 就学援助費受給申請書の裏に、「就学援助を申請される保護者の方へ」を、熟読のうえ、記入してください。
- (3) 申請書を提出する際には、証明書類を必ず添付してください。
- (4) 記入する際は、ボールペンを使用してください。

6 認定について

- (1) 世帯全員の所得額、学校長の意見及びその他の基準に該当するか等の各要件を確認し認定しますが、必要に応じて地区の民生児童委員に調査依頼し、意見を参考に認定する場合があります。なお、基準に該当されない世帯については認定となりませんのでご了承ください。
- (2) 税の申告をしていない方は申請の受付ができませんので、必ず世帯全員の税の申告を済ませてください。所得がない方や老人の方についても税の申告が必要となります。
- (3) 認定結果については学校を通じて保護者へお知らせします。
- (4) 資産状況、親族からの援助の状況などにより、上記基準にかかわらず援助対象にならない場合もあります。

7 支給方法について

- (1) 支給については申請のあった口座へ振込みとなります。
- (2) 医療費については、認定後教育委員会から交付される医療券を医療機関へ提出し、受診することにより援助が受けられますが、田村市に住所を有する児童生徒の医療費は、乳幼児、児童医療費助成より支給されます。
- (3) 給食費については、直接、学校給食センターへ振込みます。なお、支給開始以降に納入済みの給食費については、保護者口座へ振込みます。
- (4) 学用品費等や給食費に未納がある場合には、援助費を充当する場合があります。

8 被災就学支援について

- (1) 支給年度の前年の所得が確定後に、被災に係る支援の受付予定ですが、被災就学支援の基準に該当される場合は、今回申請しても被災就学支援において認定し、支援費を支給する場合がありますのでご了承ください。
- (2) 支給期日は異なりますが、就学援助と被災に係る就学支援は、支給額は同額となります。

9 その他

- (1) 手続きなどでご不明な点がございましたら、お子さまの通学している学校又は田村市教育委員会学校教育課までお気軽にご相談ください。